

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施 (五件) …… (都市整備局都市基盤部調整課) …… 一
- 建築基準法による一団地の区域 …… (都市整備局市街地建築部建築指導課) …… 二
- 建築基準法による道路の指定 …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …… 三
- 建築基準法による道路の指定 …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) …… 三
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示 …… (住宅政策本部住宅企画部不動産業課) …… 三
- 開発行為に関する工事完了 …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) …… 三
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定 …… (環境局環境改善部大気保全課) …… 三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 …… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 四

告示

● 東京都告示第九百十三号
 測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、東京法

務局長から次のように測量を実施する旨通知があったので、
 同条第三項の規定により告示する。

令和三年七月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京法務局
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 港区三田三丁目及び三田四丁目各地方
- 四 測量の期間 令和二年十月一日から令和四年一月二十
八日まで

● 東京都告示第九百十四号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川
 区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、
 同条第三項の規定により告示する。

令和三年七月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量 (地籍調査及び基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区東篠崎一丁目、下篠崎町及び南
篠崎町五丁目各地方
- 四 測量の期間 令和三年六月一日から令和四年三月三十
一日まで

● 東京都告示第九百十五号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、国土地
 理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、
 同条第三項の規定により告示する。

令和三年七月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十
一日まで

● 東京都告示第九百十六号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都
 水道局長から次のように測量を実施する旨通知があったの
 で、同条第三項の規定により告示する。

令和三年七月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量 (航空レーザ測量)
- 三 測量の区域 西多摩郡奥多摩町地内
- 四 測量の期間 令和三年三月三十一日から同年十一月二
十五日まで

● 東京都告示第九百十七号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条に
 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川
 区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、
 同条第三項の規定により告示する。

令和三年七月五日

東京都知事 小池 百合子

一 測量施行者 江戸川区

二 測量の種類 公共測量(道路台帳作成及び基準点測量)

三 測量の区域 江戸川区鹿骨一丁目、鹿骨二丁目、上篠崎四丁目、新堀二丁目、谷河内一丁目、瑞江一丁目、春江町一丁目、春江町二丁目、春江町三丁目、西瑞江三丁目、江戸川一丁目、江戸川二丁目、江戸川三丁目、東瑞江一丁目及び東瑞江二丁目各地内

四 測量の期間 令和三年六月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第九百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等をおり告示し、縦覧に供する。

令和三年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

板橋区栄町三十五番二、同番七及び同番九から同番十八まで 令和三年六月十五日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のと

おり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて置いて縦覧に供する。

令和三年七月五日

東京都多摩建築指導事務局長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による 令和三年六月十八日 稲城市大字矢野口字宿八百五十三番十の二一、同番十一並びに八百五十六番七及び八百五十八番の各一部、同番地先並びに八百五十九番一、同番二及び八百六十四番一の各一部、同番地先、八百六十五番六の一部、同番七、八百六十六番二並びに八百六十九番の一部 延長 九九・五〇 幅員 一二・〇〇

●東京都告示第九百二十号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和三年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 商号 株式会社COLLECTION

二 代表者氏名 代表取締役 金高 健次

三 主たる事務所の所在地 渋谷区渋谷一丁目三番十八号

四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇〇五七六号

五 免許年月日 平成二十九年五月十九日

一 商号 シール・アセットパートナーズ株式会社

二 代表者氏名 代表取締役 高橋 正吾

三 主たる事務所の所在地 渋谷区恵比寿一丁目十一番二号

四 免許証番号 東京都知事(3)第八六五三六号

五 免許年月日 平成二十八年九月二十九日

一 商号 株式会社北島総合地所

二 代表者氏名 代表取締役 北島 誠一

三 主たる事務所の所在地 中央区日本橋久松町十一番八号

四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇二八七六号

五 免許年月日 平成三十年十二月二十一日

一 商号 株式会社クオリス

二 代表者氏名 代表取締役 藤間 誠

- 三 主たる事務 渋谷区代々木五丁目六十四番四号
所の所在地
- 四 免許証番号 東京都知事(5)第七五九〇五号
- 五 免許年月日 平成二十九年十二月十九日
- 一 商号 株式会社COM不動産
- 二 代表者氏名 代表取締役 谷川 友男
- 三 主たる事務 目黒区中目黒二丁目九番六号
所の所在地
- 四 免許証番号 東京都知事(3)第八七二八九号
- 五 免許年月日 平成二十九年三月十六日

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和三年七月五日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

日野市日野本町七丁目六番三 日野市日野本町四丁目十二
 十七の一部、同番四十、同番 番地の四
 四十三及び同番四十五から同 大野 金次
 番四十九まで

武蔵野市境二丁目二番二号
 株式会社飯田産業
 代表取締役 千葉雄二郎

国分寺市光町一丁目十五番十

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定につ
 いて

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十
 二年東京都条例第二百十五号)第二百二十七条第二項に規定
 する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認めら
 れる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機
 器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二
 号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、
 同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

令和三年七月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等

- (一) グレードA A
- 別記一のとおり
- (二) グレードA
- 別記二のとおり
- (三) グレードH
- 別記三のとおり
- 二 認定年月日

令和三年五月二十七日

別記一

グレードA

認定番号

認定機器の種類

代表型式の名称

申請者の氏名又は名称

GAA二二〇〇・
GAA二二〇〇二
GAA二二〇〇三
GAA二二〇〇四
GAA二二〇〇五
GAA二二〇〇六

ガスヒートポンプ
同右
同右
同右
同右
同右

AXGP280E5Zほか七型式
AXGP355E5Zほか七型式
YNZP450LINBほか・型式
YNZP560LINBほか・型式
YNZP710LINBほか・型式
YNZP850LINBほか・型式

株式会社アイシン
同右
ヤンマーエネルギーシステム株式会社
同右
同右
同右

別記二

グレードA

認定番号

認定機器の種類

代表型式の名称

申請者の氏名又は名称

GAX二二〇〇・
GAX二二〇〇二

冷温水発生機
ガスヒートポンプ

ΣMDG10070CP5Bほか二十九型式
AXGP224E5Zほか七型式

川重冷熱工業株式会社
株式会社アイシン

別記三

グレードII

認定番号

認定機器の種類

代表型式の名称

申請者の氏名又は名称

GII二二〇〇・

蒸気ボイラー

SI2000AS-H2A

三浦工業株式会社

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年七月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年七月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 フレスポ若葉台
- 二 店舗所在地 稲城市若葉台二丁目四番二号
- 三 設置者名 大和リース株式会社
- 四 設置者住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
- 五 変更前の設置者の代表者名 森田 俊作
- 六 変更後の設置者の代表者名 北 哲弥
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤオコーほか十二名
- 八 変更後の小売業者 株式会社ヤオコーほか九名

<p>九 の氏名又は名称 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤオコーほか五名</p>	<p>十 変更前の小売業者の住所 埼玉県川越市脇田本町一番地五(株式会社ヤオコー)ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一(株式会社ヤオコー)ほか</p>	<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 鶴羽 樹(株式会社ツルハ)ほか</p>	<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 八幡 政浩(株式会社ツルハ)ほか</p>	<p>十四 変更日 令和三年四月一日ほか</p>	<p>十五 届出日 令和三年六月二十二日</p>	<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十七 縦覧期間 令和三年七月五日から同年十一月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
---	---	--	---	--	----------------------------------	----------------------------------	--	---	--

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

